

あかるいみらい



_____年 _____組

名前 _____

「子どもの権利」について分かりましたか。

この世界に生まれてきたときから、あなたはかけがえのない大切な存在です。

もし、大切なあなたの権利が大切にされていないと思ったら、家族や先生、友達に相談してみましょう。

周りの人に相談しにくいことは、子どもの権利相談室「**こころの鈴**」に相談してみてください。

子どもの権利相談室「こころの鈴」

あなたが悲しい気持ちになったとき、困ったとき、誰かに話を聞いてほしいときは、「**こころの鈴**」に相談してください。秘密は、絶対に守ります。

●いつ? 月～木・土曜日 午後1時から6時
金曜日 午後1時から8時

●どうやって?
電話 0120-200-195 (無料)
メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
会いに行く 松本市役所大手事務所2階



はじめに…

「子どもの権利」とは、みなさんが幸せに暮らして、すこやかに成長していくために必要な大切なものです。

日本は世界の多くの国と「子どもの権利条約」という大切な約束をしています。松本市では、この約束を守るために「**松本市子どもの権利に関する条例**」というルールを作りました。これは、松本市に住むすべての子どもたちが安心して暮らし、のびのびと成長できるまちをつくるための約束です。

皆さんの日常生活の中で、どんな「権利」が守られているのか、そしてそれがなぜ大切なのか、一緒に考えていきましょう!

松本市では次の4つの子どもの権利を大切にしています

- 1 主体的に成長する権利
自分のペースで成長していけるよう、周りの人からサポートを受ける権利
- 2 安心して生きる権利
差別やいじめ、虐待から守られ、心も体も安全に過ごせる権利
- 3 自分らしく生きる権利 (自分の考えを表す権利)
自分の意見を言う機会があり、それが尊重される権利
- 4 社会に参加する権利 (学び・遊び・参加する権利)
生徒会、地域行事などの社会の活動に参加する権利

毎年11月20日は、「松本子どもの権利の日」

令和7年度 子どもの権利学習パンフレット「あかるいみらい」 ステップ3
令和7年10月発行

発行 松本市・松本市教育委員会
編集 松本市こども若者部こども育成課・松本市教育委員会教育政策課教育研修センター
問い合わせ 松本市こども若者部こども育成課 こども政策担当
住所：〒390-8620 松本市丸の内3-7
電話：0263-34-3291 ファックス：0263-34-3309

※ このパンフレットの名前「あかるいみらい」は、市内の子どもたちが考えてくれました。

松本市が大切にしている4つの子どもの権利について考えてみよう!

生活の中で当てはまるものに✓してみよう。

1 主体的に成長する権利

- 学校のルールを話し合い、自分たちで提案することができる
- 将来は○○になりたいから、進学先を自分で調べることができる
- 友だちと違う趣味でも、それを尊重してもらうことができる
- チャレンジしたいことをチャレンジできる

2 安心して生きる権利

- 「悲しい」「怒っている」「困っている」という気持ちを、先生や友だちに伝えられる
- 体調が悪くなったとき、保健室の先生に診てもらえたり、病院に行けたりする
- 毎日ご飯が食べれて、お風呂に入って、寝ることができる
- 嫌なことがあったら、助けを求めたり、守ってもらったりすることができる

3 自分らしく生きる権利

- 服の好み、性格など、自分のスタイルを大事にできる
- 好きなスポーツや、習い事を楽しむ
- 自分の気持ちや考えを大切にして、自分らしく過ごせる
- まわりとちがっても、そのままの自分でいいと思える

4 社会に参加する権利

- 校則や学校行事について「こうした方がいい」と意見を伝えたり、話し合いに参加できる
- 自分の考えや社会に伝えたいことを、発表したり、作品にして伝えることができる
- 地元のイベントや清掃活動など、地域社会のために活動できる



困っていること、悩んでいることがあれば家族や先生、友達に相談をしましょう。

周りの人に言いにくい時は、こころの鈴の人に話してみよう。

詳しくは次のページをご覧ください

かんがえてみましょう

「授業中でも、騒ぎたいから騒ぐ」権利はあるのでしょうか。



いろいろな立場の、それぞれの権利について考えてみよう

かんがえ自分の考え

さわ騒ぐ人

まわりの人

かんがえ友だちの考え